

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2021年6月14日

枚方市長 殿



提出者

住所 大阪府大阪市中央区久太郎町2-5-28久太郎町恒和ビル5階

氏名 大末建設株式会社 大阪本店

取締役兼 執行役員副社長兼 大阪本店
長 郷右近 英弘

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6121-7160

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	枚方市管轄内事業所
事業場の所在地	枚方市管轄区域内
計画期間	2021年4月1日から2022年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請け完成工事高 275億円
③従業員数	208名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙ー1による

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙-2による

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	2350 t	12.3 t
	（これまでに実施した取組） ・実寸発注。（木くず） ・余剰材の引取。（木くず等） ・梱包材の簡素化、再利用。（廃プラスチック類、木くず）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	170 t	20 t
	（今後実施する予定の取組） 上記の取組を継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類、木くず、廃石膏ボードは分別・保管を実施するとともに、石綿含有廃棄物については、他の廃棄物と混合しないように確実に分別・保管を実施。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記の取組を継続する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

紙くず	木くず	伐採材	廃石膏ボード
0.3 t	14.9 t	5.6 t	11.1 t

②計画

紙くず	木くず	伐採材	廃石膏ボード
10 t	30 t	0 t	20 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

その他がれき類	コンクリート破片	アスファルト破片	建設系混合廃棄物
2.5 t	383 t	1107 t	38 t

②計画

その他がれき類	コンクリート破片	アスファルト破片	建設系混合廃棄物
20 t	10 t	0 t	20 t

(第3面-1)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 実施していない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

紙くず	木くず	伐採材	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

紙くず	木くず	伐採材	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

紙くず	木くず	伐採材	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

紙くず	木くず	伐採材	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

その他がれき類	コンクリート破片	アスファルト破片	建設系混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

その他がれき類	コンクリート破片	アスファルト破片	建設系混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

その他がれき類	コンクリート破片	アスファルト破片	建設系混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

その他がれき類	コンクリート破片	アスファルト破片	建設系混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面-1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2020 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	2350 t	12.3 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	12.3 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2350 t	12.3 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・電子マニフェストを導入しているため、できる限り電子マニフェスト対応可能な処理業者に委託している。		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

紙くず	木くず	伐採材	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

紙くず	木くず	伐採材	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

紙くず	木くず	伐採材	廃石膏ボード
0.3 t	14.9 t	5.6 t	11.1 t
0 t	14.9 t	5.6 t	11.1 t
0.3 t	14.9 t	5.6 t	11.1 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

その他がれき類	コンクリート破片	アスファルト破片	建設系混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

その他がれき類	コンクリート破片	アスファルト破片	建設系混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

その他がれき類	コンクリート破片	アスファルト破片	建設系混合廃棄物
2.5 t	383 t	1107 t	38 t
2.5 t	2.7 t	1.5 t	36 t
2.5 t	383 t	1107 t	38 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第5面-1)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	170 t	20 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	170 t	20 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	170 t	20 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者の積極的な採用		
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

紙くず	木くず	伐採材	廃石膏ボード
10 t	30 t	0 t	20 t
10 t	30 t	0 t	20 t
10 t	30 t	0 t	20 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第5面－3)

②計画

そのほかれき類	コンクリート破片	アスファルト破片	建設系混合廃棄物
20 t	10 t	0 t	20 t
20 t	10 t	0 t	20 t
20 t	10 t	0 t	20 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

備考

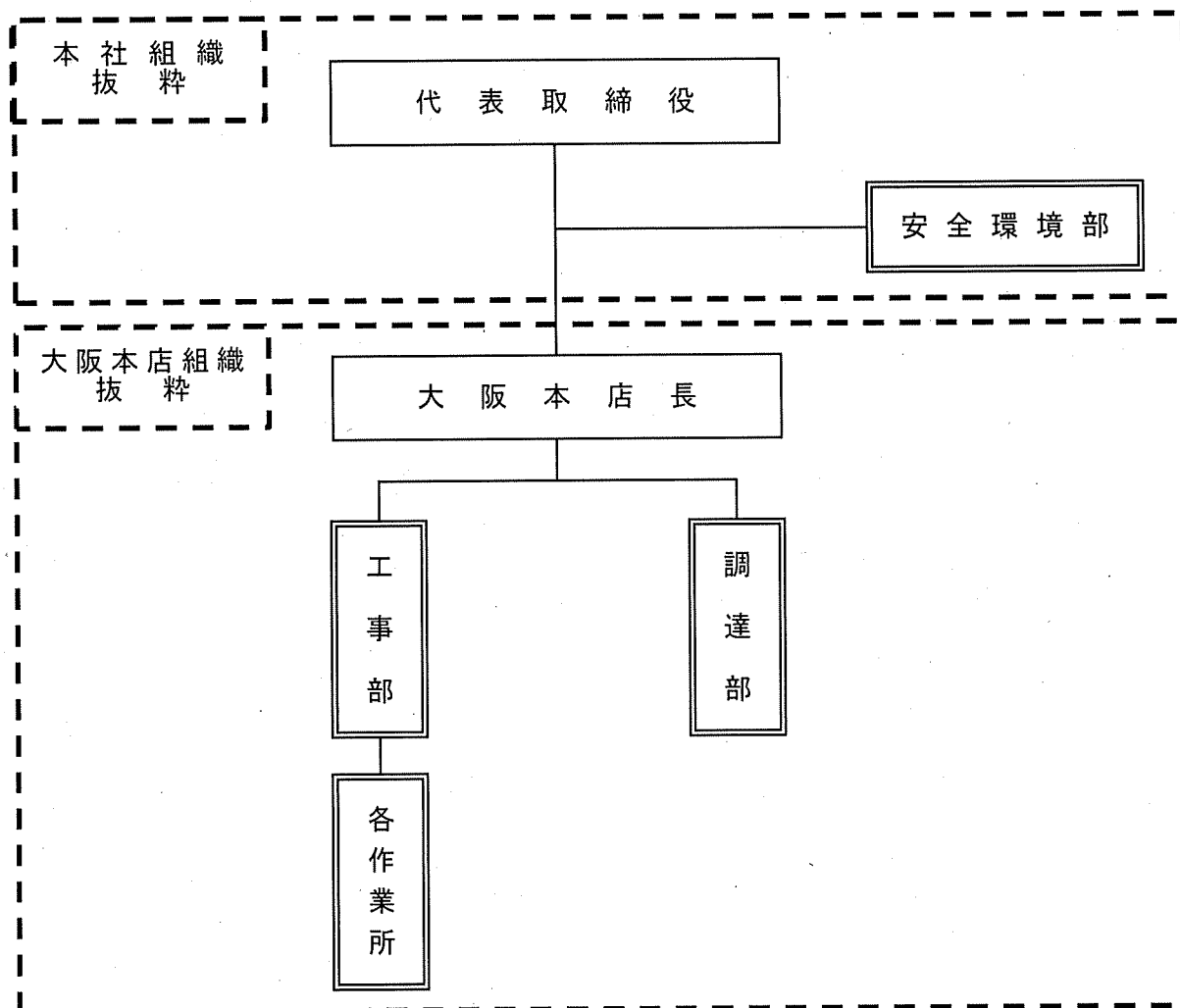
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の種類	処理工程
汚泥	中間処理業者に委託して固化、破碎処理をして再生砕石、再生砂又は改良土として再資源化、あるいは中間処理業者に委託して脱水し、再委託して造粒固化処理をして建設用資材として再資源化
廃プラスチック類	中間処理業者に委託して破碎、選別処理をし、中間処理業者に再委託し、可燃物は焼却してサーマルリサイクルして燃え殻を最終処分業者に再委託して埋立処分、あるいは再委託した中間処理業者で圧縮固化処理して固形燃料として再資源化
木くず	再生処理業者に委託して破碎処理し、パーティクルボードあるいは燃料チップ等として再資源化
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード)	広域認定業者に委託して選別、破碎し、セメント原料、吸水材等として再資源化、あるいは中間処理業者に委託して選別破碎処理後に再委託し、破碎処理して再生石膏として再資源化
がれき類	再生処理業者又は中間処理業者に委託して破碎処理し、再生路盤材、再生骨材等として再資源化、あるいは中間処理業者に委託して選別破碎処理後に再委託して、再生路盤材、再生砕石として再資源化 石綿含有のがれき類については、最終処分業者に委託して埋立処分
建設混合廃棄物	中間処理業者に委託して選別・破碎後、再委託して再資源化又はサーマルリサイクルあるいは再委託して埋立処分

大阪本店管轄内 管理体制図



部 署	役 割
安全環境部	・各作業所で発生する産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・行政に対する報告 ・処理業者委託の委託契約、マニフェスト等の管理 ・建設廃棄物、建設副産物等の環境管理に関する各作業所に対する点検、指導 ・産業廃棄物の適正管理及び減量に関する社内啓蒙 ・社員、関連会社に対する建設廃棄物、建設副産物に関する指導、教育
工事部	・部内作業所で発生する産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量の把握 ・部内作業所で発生する産業廃棄物の抑制 ・特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の配置 ・委託契約の締結(各作業所にて) ・産業廃棄物管理票の交付・管理(各作業所にて)
調達部	・処理業者、再生利用業者の選定 ・関連会社に対する建設廃棄物、建設副産物に関する指導、教育 ・委託料金の支払方法による業者管理